

令和2年度 指定居宅介護支援事業者集団指導

令和3年3月30日

日出町健康増進課 介護保険係

目次

1. はじめに

介護保険制度法令体系（居宅介護支援部分）

居宅介護支援に係る留意事項

2. 実地指導の報告

（平成30年度～令和2年度）

1. はじめに

介護保険制度法令体系 (居宅介護支援部分)

種類	名称	
法令	介護保険法(H9法律第123号)	法
政令	介護保険法施行令(H10政令第412号)	令
省令	介護保険法施行規則(H11厚生省令第36号)	規則
	指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準(H11年厚生省令第38号)	人員運営基準
告示	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(H12年厚生省告示第20号)	報酬算定基準
通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(H11年老企第22号)	運営基準 解釈通知
	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与にかかる部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12年老企第36号)	算定基準 通知解釈

日出町の条例

人員・運営基準は条例委任されているため、日出町の定める条例に従う必要がある。

介護保険法施行細則

(平成30年3月28日 規則第10号)

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係る基準に関する条例

(平成30年3月 7日 条例第2号)

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係る基準に関する条例施行規則

(平成30年5月30日 規則第21号)

報酬算定要件の再確認

根拠法令

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
(H12年厚生省告示第20号)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与にかかる部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(H12年老企第36号)

各種Q&A

留意すべき算定要件

運営基準減算

算定要件を満たしていない場合
所定単位数の100分の50に
相当する単位数を減算する

- ※ 減算対象は、当該利用者のみとなる。
- ※ 2ヶ月継続すると100分の100の減算となる。
- ※ 運営基準減算を受けた場合、特定事業所加算は
利用者全員について算定できない。

満たさなければならない要件

- ① 契約時の説明
- ② アセスメントの実施
- ③ サービス担当者会議の開催
- ④ 居宅サービス計画の説明・同意
- ⑤ 居宅サービス計画の交付
- ⑥ モニタリングの実施

・町基準条例第8条
・町基準条例第17条

① 契約時の説明

要件

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、

- ・複数の事業所の紹介を求めることが可能であること
- ・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること
- ・前6月間に作成した、居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合
- ・前6月間に作成された、居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

の説明を行う。

減算期間

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、左記の内容について文書を交付して説明を行い、それを理解したことを署名により得ていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

令和3年度からの
新基準

②アセスメントの実施

要件

- ・利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談してアセスメントを行う。
- ・利用者が入院中であるなど物理的な理由がある場合以外は必ず利用者の居宅を訪問しなければならない。

当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録は5年間保存しなければならない。

減算期間

利用者の居宅において利用者に面接していない場合には、その月から面接した月の前月まで減算する。

③ サービス担当者会議の開催

要件

- ・利用者・家族及びケアプラン原案に位置付けた指定居宅サービス等の**担当者全員**を召集して開催する。
- ・やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求める。やむを得ない理由とは、日程調整を行ったが担当者の事由により参加できない場合などである。
- ・サービス担当者会議の要点又は照会内容については記録するとともに、5年間保存しなければならない。

減算期間

- 次の場合にサービス担当者会議を行っていない場合は、当該月からサービス担当者会議を開催した月の前月まで減算する。
- ・ケアプランを作成する場合
 - ・更新認定を受けた場合
 - ・区分変更認定を受けた場合

④居宅サービス計画の説明・同意

要件

- ・ケアプランに位置付ける指定居宅サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本である。またケアプランは、利用者の希望を尊重して作成されなければならない。
- ・ケアプラン原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- ・説明と同意を必要とするケアプラン原案とは、ケアプラン第1表から第3表までと、第6表及び第7表に相当するものをいう。

減算期間

居宅サービス計画の原案について利用者等に説明・同意の上で、利用者等や担当者に交付を行っていない場合は、当該月から説明・同意及び交付を行った月の前月まで減算する。

⑤ 居宅サービス計画の交付

要件

- ・ケアプランを作成し、遅滞なく利用者及び担当者に交付しなければならない。
- ・当該ケアプランは、5年間保存しなければならない。

減算期間

ケアプラン原案について、利用者等に説明・同意の上で、利用者等や担当者に交付を行っていない場合は、当該月から説明・同意及び交付を行った月の前月まで減算する。

⑥モニタリングの実施

要件

- ・特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、モニタリングを実施すること。
- ・特段の事情とは、利用者の事情に起因するものであって、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。また、その場合は具体的な内容を記録しておくこと。
- ・少なくとも1月に1回はモニタリングの記録を行い、当該記録は5年間保存しなければならない。

減算期間

- ・特段の事情なく1月の間に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合、その月から居宅を訪問し、モニタリングを行った月の前月まで減算する。
- ・モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、その月から結果を記録した月の前月まで減算する。

居宅サービス計画作成手順のまとめ

- ①アセスメント
- ②居宅サービス計画原案作成
- ③サービス担当者会議
- ④居宅サービス計画原案の説明・同意
- ⑤居宅サービス計画の交付
- ⑥利用票及び提供票の作成交付
- ⑦サービス提供
- ⑧モニタリング

☆サービス提供前には①～
⑥全てが終わっていること

☆アセスメント・サービス担当者会議及び担当者の照会・モニタリングについて記録し保存すること

☆居宅サービス計画の説明・同意・交付を行うこと

居宅サービス計画の変更手順

- ①アセスメント
- ②居宅サービス計画原案作成
- ③サービス担当者会議
- ④居宅サービス計画原案の説明・同意
- ⑤居宅サービス計画の交付
- ⑥利用票及び提供票の作成交付

軽微な変更の場合

- ①アセスメント
- ②居宅サービス計画原案作成
- ③サービス担当者会議
- ④居宅サービス計画原案の説明・同意
- ⑤居宅サービス計画の交付
- ⑥利用票及び提供票の作成交付



全て行う必要はない

軽微な変更の場合とは

「利用者の希望による」軽微な変更を行う場合は、町基準規則第4条第3号から第11号までに規定された一連の業務は必ずしも必要ない。

	軽微な変更の内容 * 居宅サービス計画作成	基本的な考え方
1	サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合
2	サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度の臨時的、一時的なサービス利用回数の増減のような場合
3	利用者の住所変更	住環境・生活環境(同居者など)の差異によるサービス変更がない場合
4	事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更
5	福祉用具で同党の用具に変更する際 単位数のみの変更	福祉用具の同一種目において機能の変化を伴わない用具の変更の場合
6	単なる事業所の変更	目標もサービスも変わらない単なる事業所の変更
7	目標を達成するためのサービス内容が 変わるだけの場合	課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合
8	担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更の場合

	軽微な変更の内容 * サービス担当者会議	基本的な考え方 * サービス担当者会議を制限するものではありません。
9	サービス利用回数の増減による サービス担当者会議の必要性	「2」のサービス提供回数の変更については、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。ただし、関連事業所での情報共有には努めてほしい。
10	居宅サービス計画の軽微な変更に関するサービス担当者会議の全事業所招集の必要性	居宅サービス計画の「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。ただし、ケアマネジャーがサービス担当者会議を開催する必要があると判断した場合にも、必ずしも担当者全員を招集する必要はない。

【厚労省老健局通知 老介第0730第1号等 H22.7.30】

- どの場合も、「援助の方針」「目標」などには変わりがないことが前提
- 「軽微な変更」かどうかの判断は、個別の事例ごとに、一連の業務を行う必要性が高いかどうかで判断すること

具体的な居宅サービス計画の変更方法

当初の居宅サービス計画原案作成した後、居宅サービス計画の一部を変更する都度、別の用紙(様式)を使用して記載するものとする。ただし、「軽微な変更」については、当該変更記録の箇所の冒頭に変更時点を明記しつつ、同一用紙に継続して記載することができるものとする。

	軽微な変更の内容 * 居宅サービス計画作成	変更方法の例示
1	サービス提供の曜日変更	支援経過に理由等も含めて記録する。
2	サービス提供の回数変更	支援経過に理由等も含めて記録する。
3	利用者の住所変更	第1表を修正し、支援経過に記録する。
4	事業所の名称変更	第6表・第7表の利用票・利用票別表を修正する。
5	福祉用具で同党の用具に変更する際 単位数のみの変更	型式等が記載されていれば、修正し、支援経過に変更理由等も含めて記録する。
6	単なる事業所の変更	第6表・第7表の利用票・利用票別表を修正し、支援経過に変更理由等も含めて記録する。
7	目標を達成するためのサービス内容が 変わるだけの場合	第2表を修正し、支援経過に内容等も含めて記録する。
8	担当介護支援専門員の変更	第1表を修正し、支援経過に記録する。

プラン内容の再確認

生活援助の算定

1) 算定要件

- ① 「単身の世帯に属する世帯」か「家族等が障害、疾病等のため、利用者家族等が家事を行うことが困難である者」
- ② 家事の援助を受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる者
- ③ 居宅サービス計画書第1表の生活援助中心型の算定理由を記載し、生活全般の解決すべき課題に対して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する。

2) 同居家族がいる場合の生活援助が認められる場合

- ① 同居家族が障害、疾病等の理由により家事を行うことが困難な場合
- ② 同居家族に障害、疾病等がない場合でも、同様のやむを得ない事情により、家事を行うことが困難な場合

生活援助の算定

同居家族がいる場合の生活援助の考え方(日出町)

事例	算定	算定	解釈
同居家族がいる場合の生活援助	同一敷地内の離れで生活している	×	同一敷地内同居とみなすため算定できません。
	同一集合住宅の他階に居住している	×	同居とみなすため算定できません。
	住民票は同じだが実際には同居していない	○	同居の判断は住基上でとらえるのではなく実際にともに生活しているかどうかで判断します。
同居家族がいる場合の生活援助(調理)	同居者が自立しており、一般的な調理を行っている	×	同居者が高齢であっても自立しており一般的な調理等を行っている場合は算定できません。
	同居者が就労等の為、日中は独居状態となる	×	日常的に行われる家事は家族で行われるものと考えます。
	同居者は要介護認定又は要支援認定を受けていて、調理ができない	○	食の確保として算定可能です。
	治療食が必要	×	治療食など「特段の配慮をもって行う調理」が必要な場合は身体介護で算定となります。
同居家族がいる場合の生活援助(掃除)	同居者は自立だが日中は独居状態となる	×	日常的に行われるか家事は家族で行われるものと考えます。
	同居者は自立しているが高齢である	×	原則、同居家族が居る場合の生活援助(掃除)は算定できません。
	同居者は疾病等により体調が優れない	○	「同居の家族が障害・疾病等」のやむを得ない事情に該当します。

生活援助の算定

【居宅サービス計画への位置づけ】

- ① 居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由そのたやむを得ない事情の内容について記載すること。
- ② 生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービス内容とその方針を明確に記載すること。

【同居家族が居る場合の取扱い】

サービス提供前に、居宅サービス計画を日出町に提出して下さい。

プラン内容の再確認

通院等乗降介助

1) 算定要件

- ① 利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに次の(ア)若しくは(イ)の介助も併せて行った場合、算定できる。
 - (ア) 乗車前・降車後の屋内外における移動等の介助
 - (イ) 通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助
(※院内介助は原則含みません。)
- ② 適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられ、次の(ア)～(ウ)すべてについて、明確に居宅サービス計画に記載されていること。
 - (ア) 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由
 - (イ) 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨
 - (ウ) 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じたほかの援助と均衡していること

通院等乗降介助における家族の同乗について

通院等乗降介助は、原則、利用者本人に限られ、
家族が同乗することはできません。

ただし、家族が同乗する必要性がある場合には、
事前に日出町へ提出し認められた場合に限って、
家族が同乗することが可能となります。

なお、この場合、算定要件②の(ア)(イ)(ウ)を明記するとともに、
同乗する家族が利用者の乗車降車の介助が困難な理由・状況に
ついて、必ず記載してください。

通院等乗降介助における家族の同乗について

【同乗の必要性】

①及び②のどちらかに該当すること。

① 利用者本人だけでは、外出先での対応ができない。

例) 認知症や聴覚障害等などのため、受診時に医師等の指示を理解できない。
問題行動があり、常時の見守りが必要。 など

② 同乗者が乗降に対する介助を行うことができない。

例) 同乗者が高齢であり、車いすへの介助ができない。 など

【提出書類】

サービス提供前に、次の書類を日出町に提出して下さい。

① 届出書(様式第1号)

② 通院等乗降介助における家族の同乗についてのチェックシート

③ 居宅サービス計画書(第1表～第3表)

プラン内容の再確認

短期入所サービス

短期入所サービスは、要介護者の在宅生活を維持する観点から、連続した利用は30日までと制限されています。

また、介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所サービスを位置付ける場合には、利用日数が要介護認定等の有効期間全体のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。(運営基準第13条20号)

短期入所超過利用申請について

【短期入所が超過するとき】

短期入所サービスの利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、在宅生活の維持のための必要性に応じて、弾力的に運用することが可能。

やむを得ない理由により、認定有効期間の半数を超えて短期入所サービスを利用する見込みとなった場合は、事前に申出書の提出が必要です。

【提出書類】

事前に、次の書類を日出町に提出して下さい。

- ① 短期入所超過利用申出書

※ 施設等の入所待ちを理由とする超過利用は、原則1回のみ

居宅サービス計画依頼届出の提出時期

- サービス提供前に提出
- 暫定プランを作成した場合は、暫定プランのサービス提供前に提出
- 介護と予防の両方の暫定プランを作成している場合は、両方ともに暫定プランサービス提供前に提出

届出忘れが非常に多いです。やむを得ない事情がない限り、受理できない場合もあります。
必ず、守ってください！

暫定ケアプランの取扱いについて

(認定結果が見込みと異なった場合における暫定プランの取扱いについて)

(1) 居宅介護支援事業所が介護の暫定ケアプランを作成したが、 要支援となった場合

- ① 暫定ケアプランを作成した居宅介護支援事業所が、次の書類を
介護保険係へ提出
- ・ 居宅介護(介護予防)サービス自己作成届出書
 - ・ アセスメント
 - ・ 暫定居宅介護計画書(第1表～第6表)
 - ・ 利用したサービスを予防給付で請求できるよう、
作成し直した利用票及び実績票

※セルフケアプラン扱いとなるため、居宅介護支援費の請求は不可

暫定ケアプランの取扱いについて

(認定結果が見込みと異なった場合における暫定プランの取扱いについて)

(1) 居宅介護支援事業所が介護の暫定ケアプランを作成したが、 要支援となった場合

② 地域包括支援センター又は委託を受けた居宅介護支援事業所が

下記の一連の業務を行い、介護予防の本プランを作成する

- ・ アセスメント
- ・ 原案作成
- ・ サービス担当者会議の開催
- ・ 利用者及び家族に対し、プランの説明・同意・交付

暫定ケアプランの取扱いについて

(認定結果が見込みと異なった場合における暫定プランの取扱いについて)

(2) 地域包括支援センター若しくは委託を受けた居宅介護支援事業所が介護予防の暫定ケアプランを作成したが、要介護となった場合

① 暫定ケアプランを作成した包括が、次の書類を介護保険係へ提出

- ・ 居宅介護(介護予防)サービス自己作成届出書
- ・ アセスメント
- ・ 暫定居宅介護予防計画書
- ・ 利用したサービスを介護給付で請求できるよう、
作成し直した利用票及び実績票

※セルフケアプラン扱いとなるため、介護予防支援費の請求は不可

暫定ケアプランの取扱いについて

(認定結果が見込みと異なった場合における暫定プランの取扱いについて)

(2) 地域包括支援センター若しくは委託を受けた居宅介護支援事業所が介護予防の暫定ケアプランを作成したが、要介護となった場合

② 居宅介護支援事業所が、下記の一連の業務を行い、
介護の本プランを作成する

- ・ アセスメント
- ・ 原案作成
- ・ サービス担当者会議の開催
- ・ 利用者及び家族に対し、プランの説明・同意・交付

暫定ケアプランの取扱いについて

※ 留意点

- 認定結果を確認後、速やかに本プランを作成すること
- 本プラン作成までの間は、セルフケアプランとみなすこと
- セルフケアプランとなった場合に、居宅介護支援費(介護予防支援費)の請求が不可能となる。

そのため、介護か予防の見極めが困難な場合には、

原則、両方の暫定ケアプランを作成すること

2. 実地指導の報告 (平成30年度～令和2年度)

受付・契約・インテーク

指摘事項	指導内容	根拠
<p>重要事項説明書及び契約書の代理人署名欄、個人情報使用同意書の代理人及び家族の署名欄に続柄を記載する欄がない。</p>	<p>本人との関係が明確にわかるように、続柄欄を設けること。</p>	<p>基準省令第4条第1項 町基準条例第8条第1項</p>
<p>同一の利用者において、重要事項説明書や契約書、居宅サービス計画の署名が、介護支援専門員の代筆であったり、本人の自署であったりしている。</p>	<p>本人が自署できる場合は自署により同意を得る必要がある。本人が身体的な理由等で自署できない場合は、代筆者が本人に代わって署名を行ない、意思確認ができない場合には、代理人が本人に代わって署名を行なうこととなる。</p> <p>本人に代わって署名した場合は、必ず代筆者又は代理人の氏名、本人との続柄を記載すること。</p> <p>独居等でやむを得なくケアマネが署名をする場合は、後のトラブルを防ぐために、ケアマネが署名した理由を支援経過記録等に残しておくこと。</p>	<p>基準省令第4条第1項 町基準条例第8条第1項</p>

課題分析(アセスメント)

指摘事項	指導内容	根拠
アセスメントシートに課題分析理由の記載方法が統一されていない。	アセスメントを行った理由がわかるように記載し、記載箇所を事業所内で統一すること。	平成11年11月12日老企第29号(介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について)
アセスメントをする際に基本情報に関する内容を取っていない。	基本情報は課題分析標準項目(23項目)に含まれる。アセスメント実施時は、課題分析(アセスメント)と合わせて基本情報の内容も確認し、書き換えを行うこと。	基準省令第13条第6号 平成11年11月12日老企第29号 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」 ³⁷

課題分析(アセスメント)

指摘事項	指導内容	根拠
アセスメント表が課題分析標準項目(23項目)を満たしておらず不十分である。	課題分析標準項目を満たした内容とするよう、整備を行なうこと。	基準省令第13条第6号 平成11年11月12日老企第29号(介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について)

課題分析(アセスメント)

指摘事項	指導内容	根拠
<p>居宅サービス計画を変更する際、再アセスメントを実施していない。</p>	<p>アセスメントは居宅サービス計画原案の作成に先立って行われるものであり、利用者の解決すべき課題を把握したうえで、居宅サービス計画原案を作成しなければならない。また、居宅サービス計画を変更する際には、省令基準第13条第3号から第12号までに規定された居宅サービス計画作成にあたっての一連の業務を行う必要がある。</p> <p>居宅サービス計画の変更を行う際には、アセスメントを確実に実施すること。</p>	<p>基準省令第13条第7号及び第16号 町基準条例第17条7号及び第17号</p>

ケアプラン原案作成

指摘事項	指導内容	根拠
<p>福祉用具貸与を利用しているが、サービス担当者会議において、継続して福祉用具の貸与を受ける必要性が話し合われたとの記録がない。</p>	<p>ケアプランに福祉用具貸与を位置づける場合は、サービス担当者会議において継続して福祉用具貸与を受ける必要性を検証した上で、必要性がある場合にはサービス担当者会議の要点に記録を残すこと。</p>	<p>基準省令第13条第22号 町基準条例第17条第25号</p>

ケアプラン原案作成

指摘事項	指導内容	根拠
<p>通院等乗降介助の必要性が居宅サービス計画に記載されていない。</p>	<p>「通院等乗降介助」を算定する場合は、居宅サービス計画において、</p> <ul style="list-style-type: none">ア 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由イ 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨ウ 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること を明確に記載すること。	<p>平成12年3月1日老企第36号第2の2 (指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について)</p>

サービス担当者会議

指摘事項	指導内容	根拠
<p>サービス担当者会議に、サービス担当者全員を招集していない。</p>	<p>指定居宅サービス等の担当者がサービス担当者会議に参加できない場合であっても、利用者の情報交換を行ない、居宅サービス計画原案の内容を共有するとともに、原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求める必要がある。やむを得ず欠席する者に対しては照会等により意見を求め、その内容を「第4表 サービス担当者会議の要点」に記録を行うこと。</p>	<p>基準省令第13条第9号 町基準条例第17条第9号</p>

ケアプランの説明・同意・交付

指摘事項	指導内容	根拠
ケアプラン1表の署名に、代筆、続柄の記載がない。	本人が自署できる場合は自署することが基本である。しかし、本人が筆記できない、意思表示ができない場合等に本人に代わって署名をした場合は、必ず代筆者の氏名、本人との続柄を記載すること。	基準省令第4条第1項 町基準条例第8条第1項
サービス利用票の作成日が居宅サービス計画書の作成日よりも前になっている。	居宅サービス計画書等の作成にあたっては、運営基準に定められた一連の業務の流れに沿って適切に行うこと。	基準省令第13条 町基準条例第17条

ケアプランの説明・同意・交付

指摘事項	指導内容	根拠
<p>居宅サービス計画書の同意日の記載がない。</p>	<p>居宅サービス計画原案について、その内容の説明を行った上で、文書によって利用者の同意を得ることが義務付けられている。 同意日が分かるよう、日付及び署名は本人等に記入してもらうこと。</p>	<p>基準省令第13条第10号 町基準条例第17条10号</p>

モニタリング

指摘事項	指導内容	根拠
<p>月末にサービス利用を開始した利用者のモニタリングを行っていない。</p>	<p>一度しかサービス利用はしていないが、特段の事情がない限り、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接し、その結果を記録しなければならない。「特段の事情」とは、利用者事情によりモニタリングを行うことができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。</p> <p>また、当該特段の事情がある場合は、その具体的な内容を記録しておくこと。</p>	<p>基準省令第13条第14項 町基準条例第17条第15項</p>

支援経過記録

指摘事項	指導内容	根拠
<p>アセスメントからケアプランの交付までの一連の流れを記載していない。</p>	<p>支援経過記録は、利用者との行き違いや加算・減算の適否を証明、説明責任を果たす役割を持っているため、内容の他、日時、場所、面談者等を記載することが重要となる。</p> <p>支援経過記録には、一連の業務の流れが分かるよう適切に記載すること。</p> <p><u>特に運営基準減算に該当するところの記載は確実にを行うこと。</u></p>	<p>基準省令第13条 町基準条例第17条</p>

その他

指摘事項	指導内容	根拠
<p>居宅介護支援台帳を確認した際に、アセスメントの作成時と異なる要介護認定の有効期間が記載されている。</p>	<p>居宅介護支援台帳については、電子的記録に記録された事項を出力する際、明瞭かつ整然とした形式で表示し、及び書面を作成できるようにしなければならないが、要件を満たしているとは言えない。システムの不具合によるものであれば必要な改修を行う。若しくは、更新、プランの変更等が生じるごとに紙媒体を出力する等により、一連の業務の流れが分かるように適切に整備・保管すること。</p>	<p>基準省令第29条第2項 町基準条例第33条 平成17年3月25日厚生労働省令第44号第4条第4項</p>

その他

指摘事項	指導内容	根拠
有料老人ホームに入居する利用者の居宅サービス計画において、有料老人ホームの職員としてのサービス提供時間と指定訪問介護サービスの提供時間の区別が不明確。	居宅サービス計画書等には、保険給付のサービス内容だけでなく、有料老人ホームの職員や家族が行うサービス内容についても明記すること。	平成11年11月12日老企第29号
従業者の勤務体制について、管理者が介護支援専門員と兼務だが、勤務形態一覧表では介護支援専門員のための記載となっている。	兼務を行っている場合は、管理者と介護支援専門員を分けて記載すること。また、勤務時間についても分けて記載すること。	基準省令第19条第1項 町基準条例第23条第1項